

令和7年度

四日市市会計年度任用職員(フルタイム) 児童厚生員 採用試験要項

1 募集職種及び採用予定人数

- 募集職種……会計年度任用職員(フルタイム)児童厚生員
- 主な業務内容……児童館における企画・運営業務 等
- 採用予定人数……1名

2 採用予定日 令和7年4月1日

3 受験資格 次の(1)~(4)の条件をすべて満たす人が受験できます。

- (1) 昭和40年4月2日以降生まれの人
- (2) 児童厚生員資格、保育士資格、教員免許のいずれかを有する人(採用予定日までに取得見込みの人を含む。)
- (3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- (4) 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人

☆ 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日及び会場

試験日	令和7年2月2日(日) 午前9時から午前12時頃まで
会場	四日市市総合会館5階 集団指導室等 [四日市市諏訪町2番2号]

5 試験内容

試験科目	試験時間	内容
事務能力基礎試験	50分	国語(日本語)及び数的処理能力についての筆記試験
適性検査	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査
面接試験	15分	人物及び職務に対する適応性等の総合評価

※ 試験日には、筆記用具(鉛筆B又はHB)、消しゴムなどの筆記用具を持参してください。

6 合格発表

令和7年2月下旬(予定) 郵便にて本人に通知

*採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

7 受験手続

(1)提出書類

◇ 受験申込書 1部

[市規定用紙。3か月以内に撮影の上半身・脱帽の写真(30×40mm・2か所)を貼ること。]

*学歴・職歴欄については、現在に至る経歴を漏れなく正確に記載すること。

- ◇ 児童厚生員資格、保育士資格、教員免許のいずれかを証する書類 1部(コピー)
*取得見込みの場合は、資格取得見込証明書とする。
- ◇ 封筒(長3型) 2通
〔受験票、試験結果送付用。2通とも宛名を明記し、110円切手を貼ること。〕
- ◇ 住民票等の在留資格を証する書類 1部【外国籍の人のみ】
※受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
なお、提出書類については返却しません。

(2) 提出先

四日市市子ども未来部子ども未来課子育て支援係
(〒510-0085)四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館3階

(3) 受付期間

令和6年12月18日(水) ~ 令和7年1月17日(金)【当日必着】
* 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きしてください。
* 持参する場合の受付は、午前8時30分から午後5時15分までとします。
〔土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く〕

8 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

- (1) 期 間:合格発表日から1か月間(土・日・祝日を除く)
- (2) 場 所:四日市市子ども未来部子ども未来課(四日市市総合会館3階)
- (3) 請求方法:受験者本人が、受験票又は本人確認書類(運転免許証等)を持参の上、直接申請すること。

9 受験についての問い合わせ先

四日市市子ども未来部子ども未来課子育て支援係 (電話)059-354-8069

■ ■ 勤務条件(令和7年4月予定)

- (1) 初任給 199,980円(金額は地域手当(10%)を含む)
☆前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限り)
☆諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.5月分)、退職手当などが支給されます。
☆民間給与との動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
- (2) 勤務場所
市内の児童館のいずれか
・塩浜児童館及び移動児童館(四日市市大字塩浜887番地1)
・北部児童館(四日市市富州原町31番50号)
・こどもの家(四日市市諏訪栄町22番25号すわ公園交流館2階)
- (3) 勤務時間等
午前9時00分~午後5時30分(1週あたり38.75時間)
休日は、日曜日・月曜日・祝日(月曜日が祝日の場合はその翌日も)・年末年始
(ただし、3・4・7・8月の小中学校の長期休暇中は月曜日も開館するため、別の日に振り替えます。)
- (4) 休暇
年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。
その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。
- (5) 任用期間及び再度の任用
採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。(令和8年3月31日)
(勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和10年3月31日まで。)
(その後は選考による再度の任用あり。任用期間などについては上記と同様の扱いとする。ただし、地方公務員の定年年齢を超えての再度の任用はありません。)